

別添

根拠法令・条項

第1 高知県行政手続条例

第5条、第6条及び第12条

第2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）

1 審査基準及び標準処理期間

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）による改正後の法（以下「新法」という。）第31条の22（特定遊興飲食店営業の許可）
- (2) 新法第31条の23において準用する第7条第1項（特定遊興飲食店営業の相続の承認）
- (3) 新法第31条の23において準用する第7条の2第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認）
- (4) 新法第31条の23において準用する第7条の3第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認）
- (5) 新法第31条の23において準用する第10条の2第1項（特例特定遊興飲食店営業者の認定）

2 処分基準

- (1) 新法第31条の23において準用する第8条（特定遊興飲食店営業の許可の取消し）
- (2) 新法第31条の24（特定遊興飲食店営業者に対する指示）
- (3) 新法第31条の25第1項（特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令）
- (4) 新法第31条の25第2項（飲食店営業の停止命令）
- (5) 新法第3条第1項、第13条第3項及び第4項、第31条の22並びに第49条第1号及び第7号関係（風俗営業者に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）
- (6) 新法第31条の22及び第49条第7号関係（飲食店営業を営む者に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）
- (7) 改正法による改正前の法第32条第1項第2号（飲食店営業を営む者に対する処分を行うべき事由から削除）
- (8) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第7条第1項及び第5項の罪（風俗営業者等に対する処分を行うべき事由の追加とその量定）